現場配置技術者の３ヶ月以上の雇用確認について

監理技術者制度運用マニュアルにより、専任の監理技術者・主任技術者の恒常的な雇用３ヶ月の確認を行うため、尾鷲市は以下のとおり令和５年１１月１日以降の発注工事から雇用状況の確認をすることとします。

施行日

・令和５年１１月１日

対象工事

・尾鷲市が発注する請負価格 4,000 万円以上の工事（建築一式は 8,000 万円以上）

確認時期

入札執行前に配置技術者氏名の提出を求める一般競争入札等の場合

・入札参加資格者に対して、競争参加申請受付最終日以前３ヶ月以上の雇用を確認します。

事前に配置技術者氏名の提出を求めない一般競争入札・指名競争入札・随意契約等の場合

・契約業者に対して、契約日以前３ヶ月以上の雇用を確認します。

確認方法

監理技術者証の写し又は会社名と雇用期間が明記されている保険証等の写しの提出により確認します。

※保険証等とは、技術者氏名と資格取得年月日と事業所名が明記されているもので次に掲げるものとします。

・事業所名の記載されている健康保険被保険者証

・健康保険、厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書

・雇用保険被保険者資格所得時確認通知書

上記保険証等で確認できない場合は次の（１）～（４）全ての書類を提示してください。

（１）次の A～C に挙げる書類１種類

A.確定申告書の表紙（原本）及び役員報酬明細（提出直前の税務署受理済みの原本）

B.市が発行する所得証明書（写し可）及びそれに対応する源泉徴収票発行控え（原本）

C.住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用・提出直前の原本）

（２）賃金台帳又はそれに類する給与の支払いに関する書類（３ヶ月分の原本）

（３）出勤簿又はそれに類する給与の支払いに関する書類（３ヶ月分の原本）

（４）所得税源泉徴収簿（３ヶ月の雇用がわかるもの　原本）